

※※※墓地工事施行時等における注意事項※※※

松戸市営白井聖地公園管理事務所

松戸市営白井聖地公園の墓地工事施行に際し、下記事項を厳守し実施して下さい

●工事施行前提出書類等

提出書類	部数	様式及び規格等	提出場所
①墓碑等工事施行届	2	松戸市指定様式[A4 サイズ]	工事実施3日前までに管理事務所へ提出
②設計図書 (平面図及び断面図)	2	・おおむねA4サイズ(大きい場合には見開きになるようA4サイズに折りたたむこと)、縮尺は20分の1程度とする ・設計寸法(cmで正確に記入・尺はcmに換算)及び「〇〇家の墓」等彫刻の内容の明示をすること (返還撤去工事時のみ提出不要)	
③確約書	1	[A4 サイズ]	
④墓地使用許可証	1	松戸市指定様式 〔原本提示もしくは許可証写(コピー)の提出〕	

●工事期間等

①工事期間 及び工事時間	・4週間以内とする(延長する場合は、施行届を再提出すること) ・午前9時～午後4時30分
②工事のできない日 及び期間	・日曜日・祝日・新盆(7/13～16)・旧盆(8/13～16)・春彼岸・秋彼岸 ・年未年始(12/29～1/3) ・盆／彼岸の期間と隣接した土曜日(墓参者が集中する恐れがあるため)

●工事期間中の注意事項等

工事施行にあたっては、以下の条件を遵守すること。

①工事期間中は当該工事場所に表示板を掲示すること。

表示板例

○-○区 東(西)〇〇番
△△△石材店 白井 太郎
電話:〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇

②工事用車両は2トン車以内とすること。なお、園内の車両乗り入れは荷下ろしの時間にかぎる。

※墓地周辺の道路からクレーン車を使った墓石の搬入をしないこと。

③工事用車両の入園は次のとおりとする。

○2工区——1社1台以内 ○7工区——1社1台以内 ○9工区——1社1台以内
○3工区——1台以内で坂上の広場まで ○5工区——乗入禁止 ○6工区——乗入禁止

- ④工事に使用する資材等は、道路・広場等に放置しないこと。
※工事に出る残材等(空袋、空き缶等含む)は工事施行者の責任で処置すること。
※以下の場合、ビニールシート等で養生を行い、工事施行後は責任をもって片付けること。
○隣接地に墓石、残土等を置く場合 ○コンクリートを練る場合など
- ⑤工事に使用する水について、園内水道の使用は認めますが、その運搬はポリ容器等で行うこと。
また工具器具の清掃は井戸周辺でしないこと。
- ⑥動力運搬台車を使用する場合は使用(予約)申請書等を提出し、使用予約を取得後使用すること。
動力運搬台車以外の動力機械を使用する場合は入園手続きの際に必ず「使用」を申し出ること。
※使用は舗装面のみ ※使用条件は「動力運搬台車使用条件」を参照
- ⑦芝生墓地工事の際は、人力運搬を原則とする。
やむを得ず運搬用台車等により運搬する際は、通行帯に養生板を置くこと。
- ⑧普通墓地における赤杭の移動、移設(一時的なものも含む)を禁止する。
工事終了時には杭が見えるように露出しておくこと。
- ⑨普通墓地のカロートは墓地の周囲から内側に50 cm以上離して作ること。
- ⑩普通墓地のカロートから排水管への接続は、底部分全体が土砂等の流入がない構造以外これを認めない。
なお、接続する場合は最大口径30 mm以内の塩ビ管等を使用し、本管(100 mm)上部から接続すること。
※本管は背割部境界から深さ60 cm~70 cmの所に埋設されている。
※接続した排水管の撤去時には、必ず土砂の流入がないよう塩ビ等で接続箇所を塞ぐこと。
- ⑪工事実施で入園するときは事務所に立ち寄り、入・退園記録簿を記入の上、入園カードの交付を受けること。
退園するときは同様に入・退園記録簿を記入の上、入園カードを返却すること。
※毎回実施すること
- ⑫工事等の際し、道路・既存施設に損害を与えないこと。
また、工事施行場所及び周辺の安全確保を厳重に行い、墓参者への安全に留意すること。
- ⑬対象区画の工事施行前、附属埋蔵設備(カロート)・排水接続管等、地中設置物の設置または撤去後(普通墓地のみ)、工事施行完了後の状況がわかる計3種類の写真を撮影し、完了届に添付すること。
※写真はA4用紙に印刷またはA4用紙に写真を貼付して提出すること。
※芝生墓地は地中埋蔵物に関する施行状況写真は不要。(工事施行前後の2種類の写真を提出)
- ⑭その他条例、規則等を守り、職員の指示に従って、工事にあたること。
不明な点は管理事務所職員に確認し、実施すること。

●動力運搬台車使用条件

動力運搬台車を使用する際は、以下の条件を遵守すること。

- ①園路の入口から工事現場までは、必ず保護材(コンパネ等)を園路全体または走行部に合わせて設置するものとし、他の墓所を毛布等で覆い保護すること。
- ②石材の運搬のみとし、落下防止策として石材をロープ等で固定すること。
なお、セメント等その他の運搬は認めません。
- ③走行部はゴム製のものとする。それ以外のものの使用は認めません。
- ④「動力運搬台車使用(予約)申請書」(誓約書含む)は、使用予定日の3日前までに管理事務所にて提出し、予約すること。
※使用権の転貸し等は一切認めません。
- ⑤使用にあたっては工事施行届記載の工事施行者(の社員)が立ち会うこと。
- ⑥使用曜日は、月曜日から土曜日とする。
- ⑦使用后、保護材等は速やかに撤去すること。
- ⑧その他条例、規則等を守るとともに、職員の指示に従って、使用すること。
不明な点は管理事務所職員に確認し、実施すること。
- ⑨上記に違反した場合は、以後の使用を認めません。

●工事施行後提出書類等

提出書類	部数	様式及び規格等	提出場所
①墓碑等工事完了届	1	松戸市指定様式[A4 サイズ]	管理事務所
②工事写真	各1	以下の写真を提出すること(芝生墓地は②の提出不要) ①工事施行前 ②附属埋蔵設備(カロート)・排水接続管等、地中設置物の 設置完了または撤去完了時 ③工事完了後(設置完了・撤去完了)	管理事務所

※普通墓地については、附属埋蔵設備(カロート)工事の完了検査が終了するまで、納骨できません。

上記各事項に違反した場合は工事の中止、今後の施行届不受理等の処置を実施します

工事を施行する前に、工事施工業者へお渡し下さい

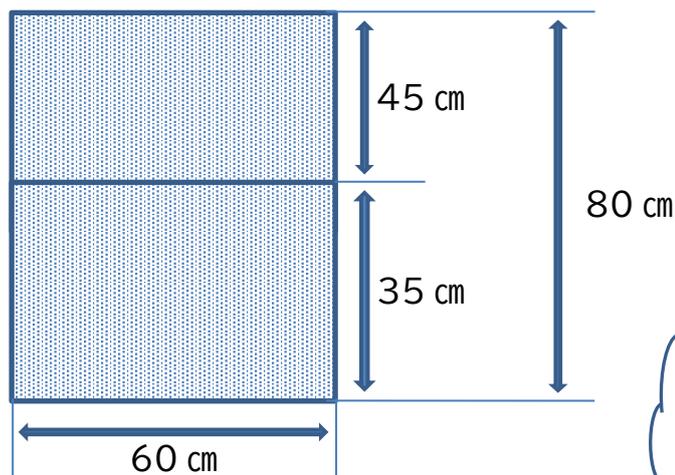
墓碑等の設置基準 別表(第5条関係)

●芝生墓地(4㎡)

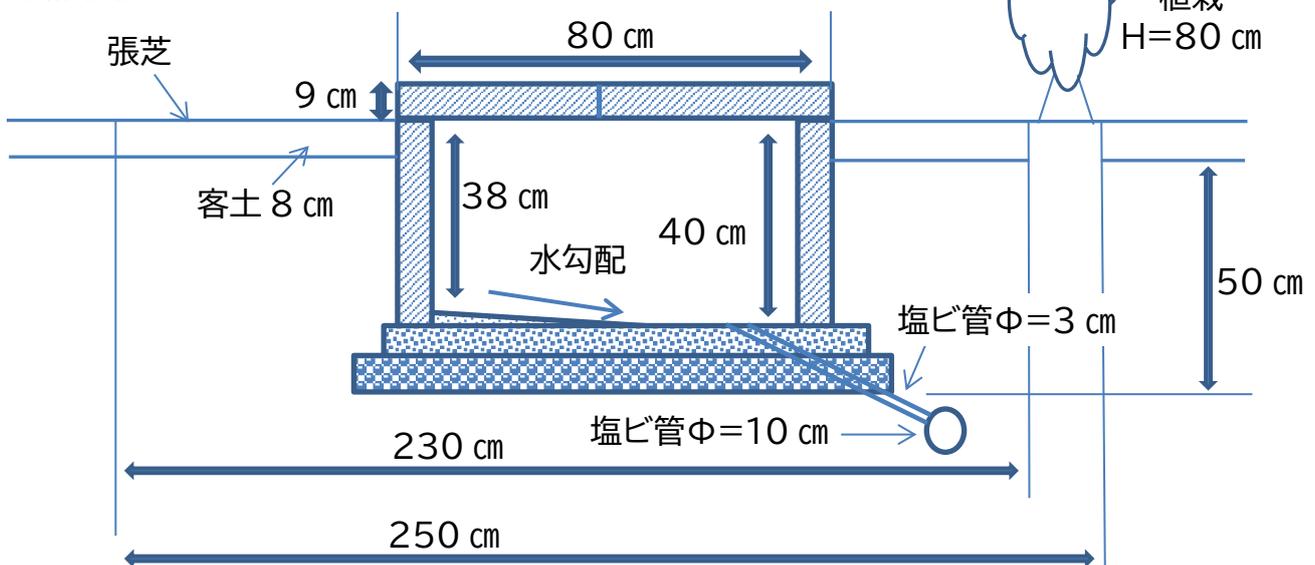
項目	設置基準
墓石	1基とし、高さは0.45m以内とする
台石	高さは0.15m以内とし、大きさはふた石の幅及び奥行きの範囲内とする
線香立・花立	ふた石の上に設置するものとする
その他	(1)すでに設置してあるものについては、その形状を変更しないこと (2)墓石、台石、線香立、花立以外の設備を設置、及び植栽をしないこと

芝生墓地 使用範囲 ※カロートのふた部分が使用範囲

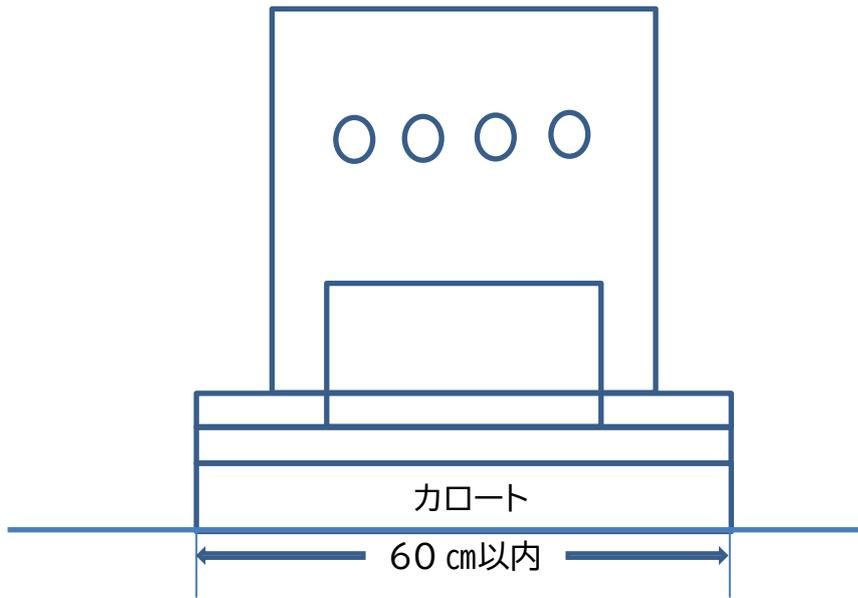
(平面図)



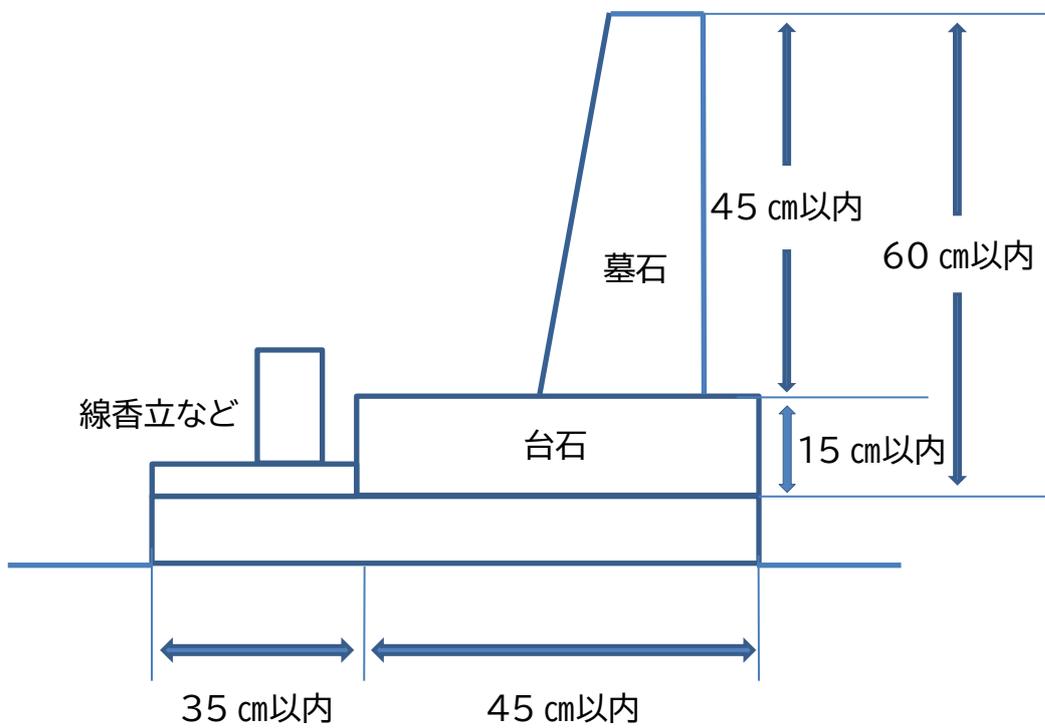
(断面図)



(正面)



(側面)



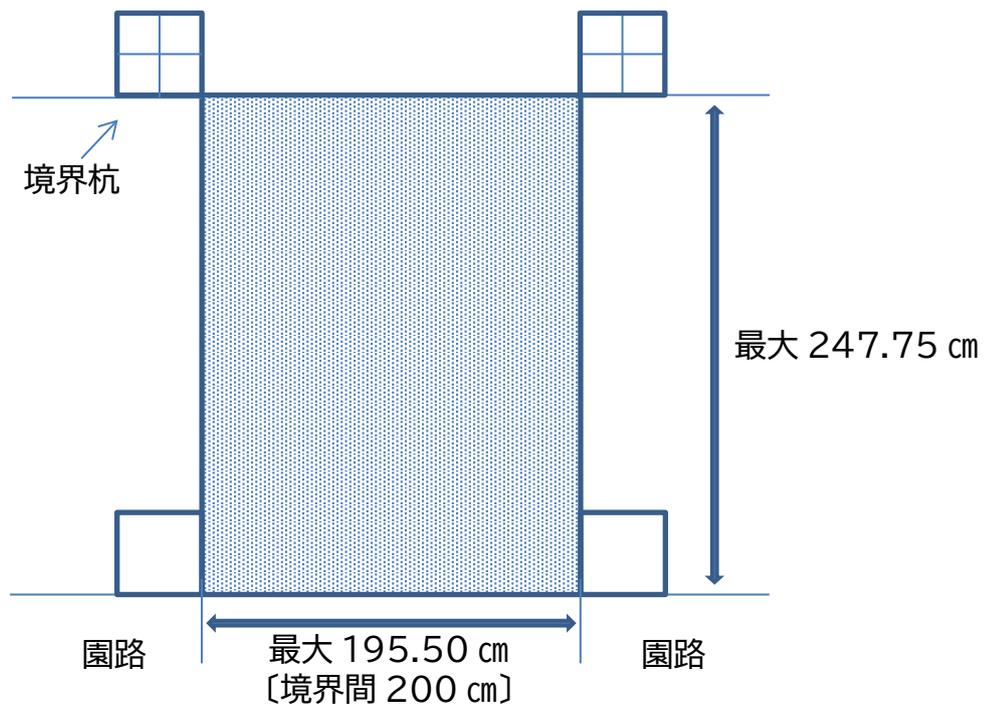
●普通墓地(5 m²)

項目	設置基準
墓石(台石を含む)	1基とし、高さは盛土面から2m以内とする
墓誌・灯ろう等	高さは盛土面から1.2m以内とする
外柵	高さは盛土面から0.45m以内とする
盛土	高さは園路面から0.35m以内とする
附属埋蔵設備	位置は境界から0.5m以上離し、 深さは園路面から0.5m以内とする
植栽	2本までとし、高さは盛土面から2m以内とする
その他	(1)墓石の正面を園路と平行にすること (2)外柵は境界杭の内側に設置すること (3)びゃくしん類(イブキ、カイヅカイブキ、タマイブキ等)を植栽しないこと (4)外柵及び附属埋蔵設備は許可日から5年以内に設置すること

普通墓地 使用範囲

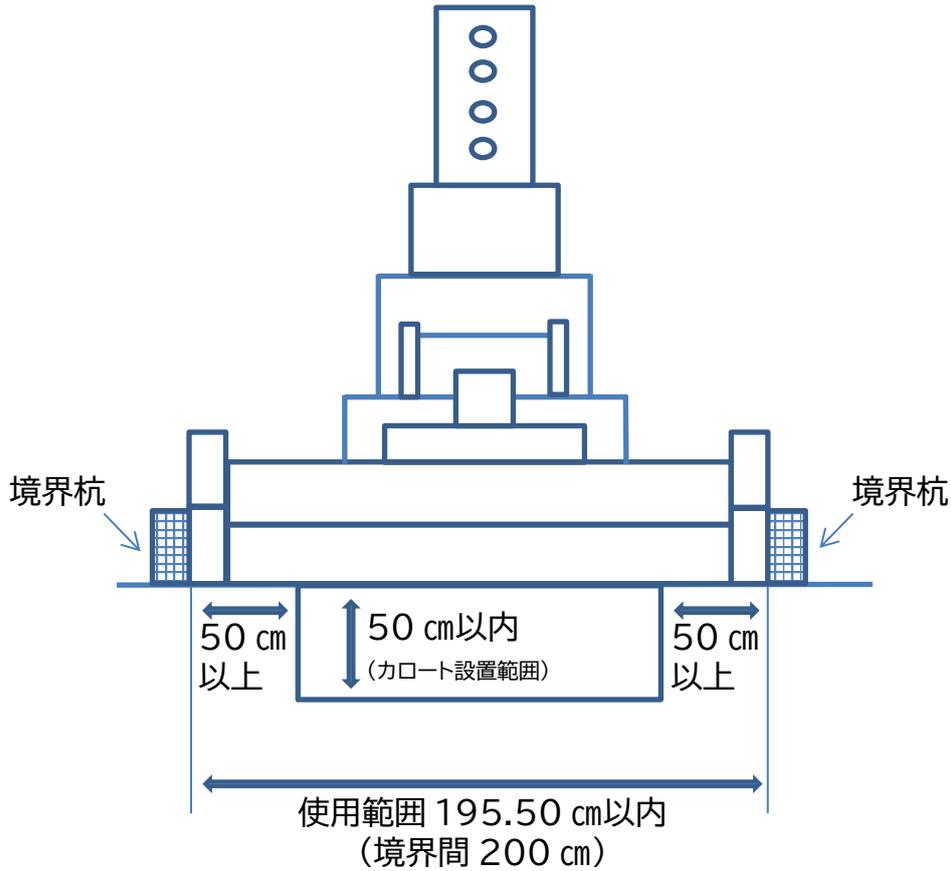
※赤杭の幅を除いた部分が使用範囲

(平面図)

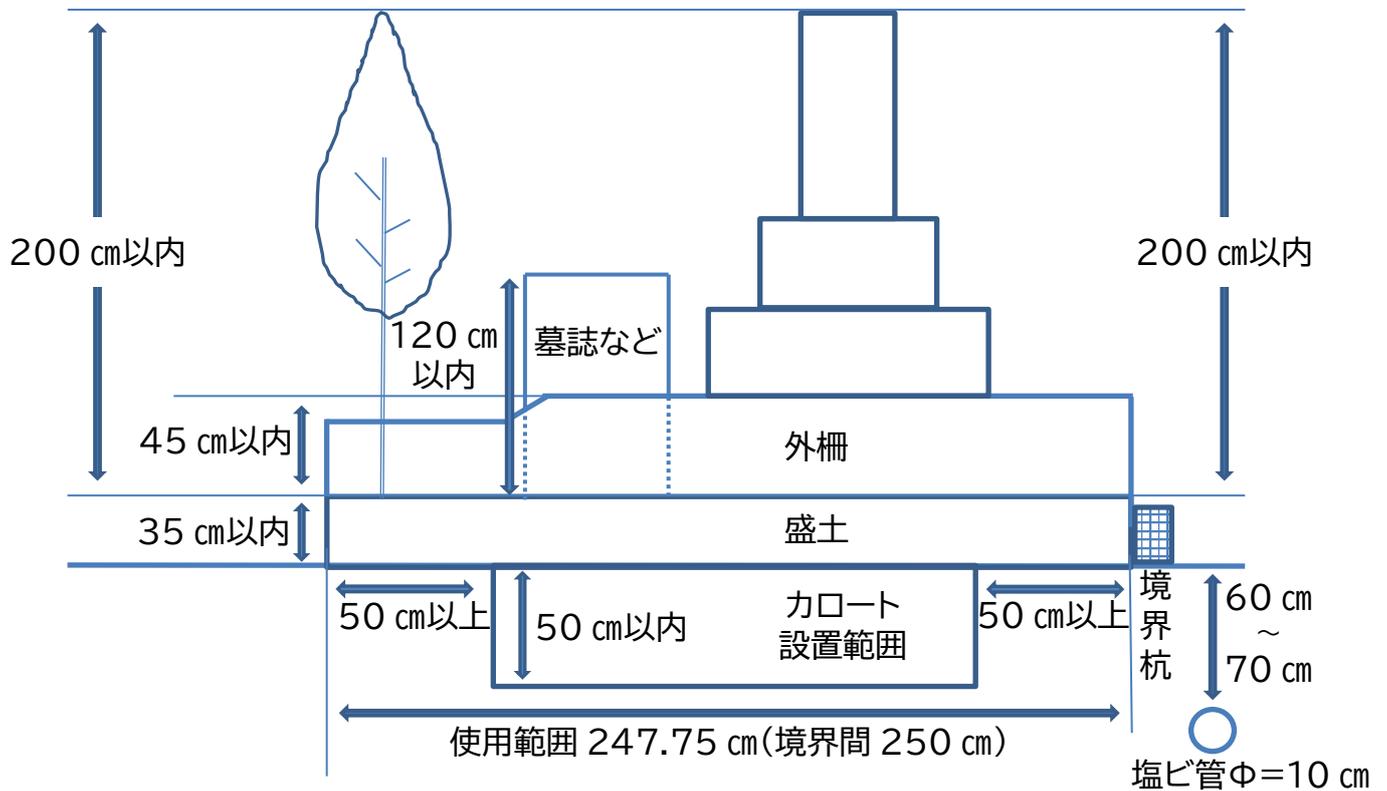


※舗装園路に面した墓地の使用範囲は上記の図と異なります
必ず管理事務所に確認して下さい

(正面)



(側面)



※カロート排水用の塩ビ管が地下 60~70 cm に埋設されています。

高さの基準

工事施工時における園路面からの高さは、その工事を行おうとする直近園路の縁石(地先境界ブロック)天端±0mとして施工すること。

外柵の定義

ここでいう外柵とは、盛土地盤高(園路面より+35 cm以内)より最低限+5 cm以上立ち上げた永久構造物で、それなりの仕上げを施した施設をいう。

↑※1 参照

↑※2 参照

(参考例)

	※1 永久構造物	※2 仕上げの有無	仕上げ方法
①	切石	——	——
②	コンクリート二次製品	使用製品による	必要な場合は下記による
③	現場打ちコンクリート	一般的には仕上げが必要	洗い出し・研ぎ出し・モルタル・叩き仕上げ・吹き付け・タイル張り・その他
④	軽量コンクリートブロック	仕上げが必要	

カロートについて

カロートを園路面より上げて設置する場合は、カロートの蓋天端から最低-5 cmまで盛土すること。(ただし、盛土高は園路面から 35 cm以内)

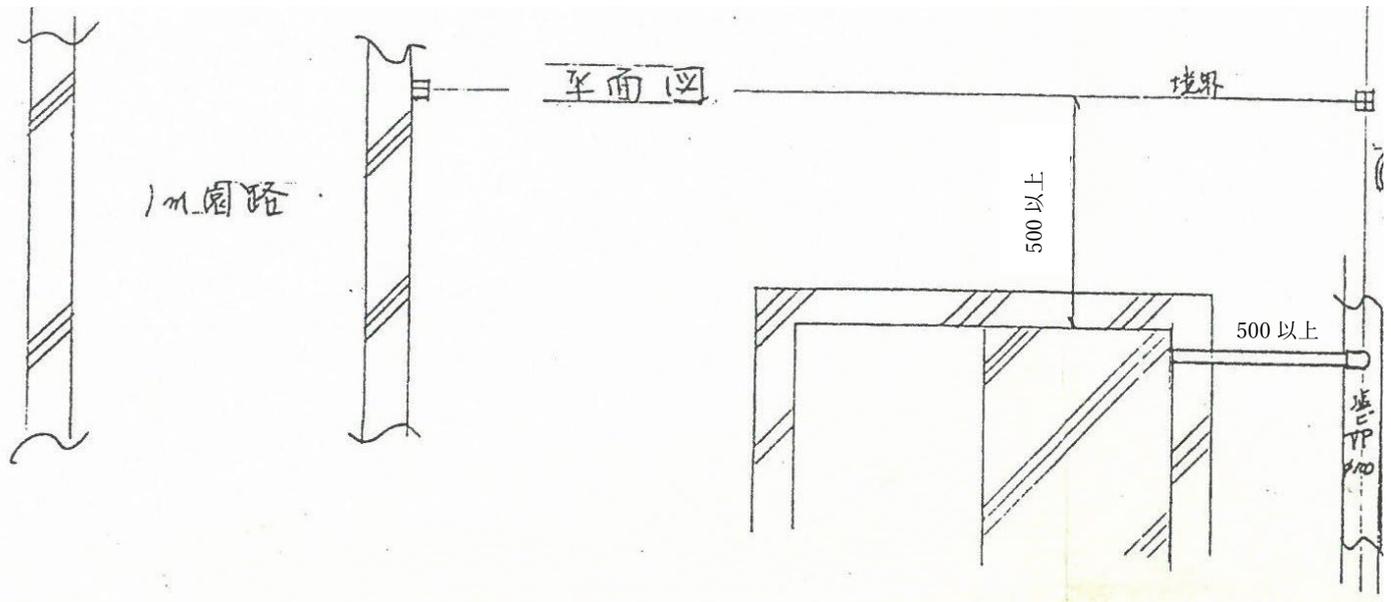
盛土に対する処置

盛土を行った場合は、土の流失防止及び景観上の観点から、必ず土留めを施工すること。なお、構造等については外柵参考例に準ずること。

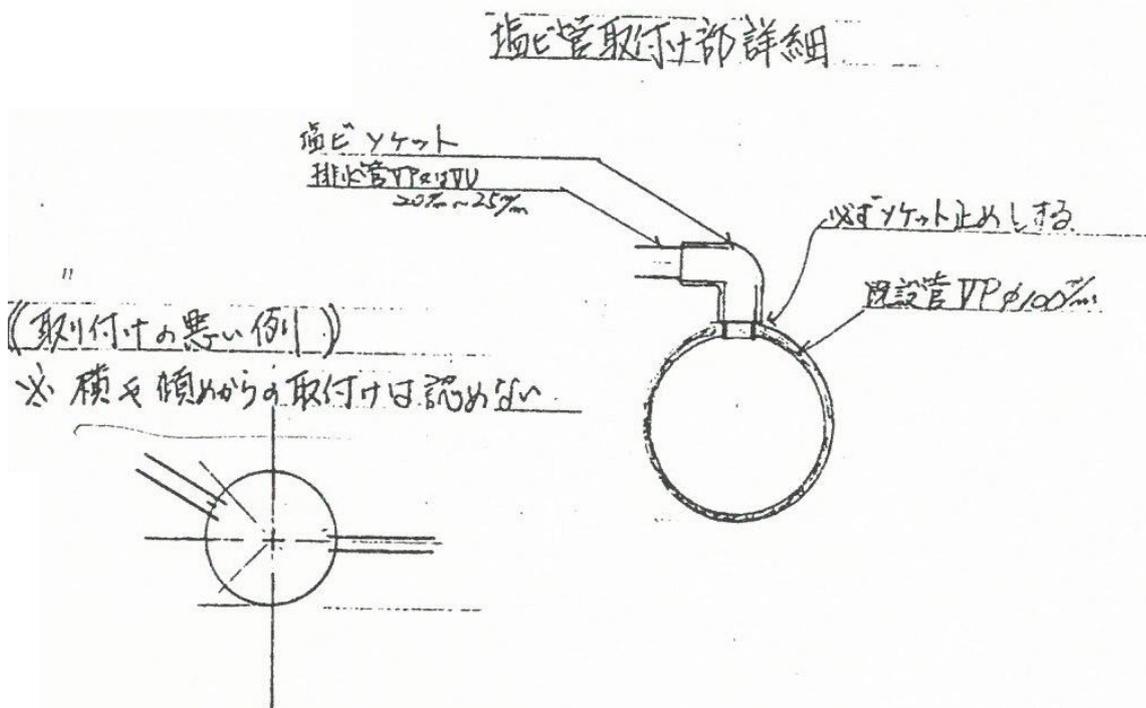
その他の基準

その他、高さに対する基準及び位置、深さ、植栽等については、設置基準に基づき施工すること。

【平面図】



【取付け部詳細図】



問い合わせ
松戸市営白井聖地公園 管理事務所
〒270-1402 白井市平塚759-1
電話:047-497-0881